

福島県牛豚等特定家畜伝染病に関する連絡会議 次第

日時：令和3年12月13日(月) 15時

場所：危機管理センター小会議室

1 開 会

2 連絡事項

(1) 宮城県における豚熱発生事例について

(2) 本県における対応について

(3) その他

3 閉 会

福島県牛豚等特定家畜伝染病に関する連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 牛及び豚等に係る特定家畜伝染病に関して関係部局が連携し、情報の共有化を図るとともに、県民に対し適正な情報を提供するため、福島県牛豚等特定家畜伝染病に関する連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 本要綱で定める特定家畜伝染病及び対象畜種は別表のとおりとする。

(構成)

第3条 連絡会議は、以下に定める者で構成し、座長は農林水産部政策監をもって充てる。

総務部政策監

危機管理部政策監

生活環境部政策監

保健福祉部政策監

農林水産部政策監

座長が必要と認める者

2 座長は、次の基準に基づき連絡会議を招集し、連絡会議に関する事務を総括する。

(1) 県内の農場等において特定家畜伝染病を疑う事案が生じた場合

(2) 国内において特定家畜伝染病が発生し、県内への影響が想定される場合

(3) 座長が必要と認める場合

(業務)

第4条 連絡会議は、次の業務を行うものとする。

(1) 情報の収集、分析及び共有に関すること。

(2) 牛及び豚等への感染防止に関すること。

(3) その他、座長が必要と認める事項。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、農林水産部畜産課に置く。

(要綱の管理)

第6条 この要綱の管理は、農林水産部畜産課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成31年 3月20日から施行する。

令和 2年 3月24日一部改正

別表（第2条関係）

疾 病 名	対象家畜
口 蹄 疫	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし
牛 疫	牛、水牛、めん羊、山羊、鹿、豚、いのしし
牛 肺 疫	牛、水牛、鹿
豚 熱	豚、いのしし
アフリカ豚熱	豚、いのしし

宮城県における豚熱の患畜の確認(国内75例目)について

本日(12月12日(日曜日))、宮城県大河原町(おおがわらまち)の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されました。
現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。このため、現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 発生農場の概要

所在地：宮城県大河原町
飼養状況：約9,700頭
疫学関連農場：宮城県白石市(1農場)

2. 経緯

(1) 宮城県は、同県大河原町の農場から、異状(複数頭でチアノーゼ)が見られるとの通報を受け、昨日(12月11日(土曜日))、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施。
(2) 宮城県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門(注)で精密検査を実施したところ、本日(12月12日(日曜日))、豚熱の患畜であることが判明。
(注) 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

3. 今後の対応

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、以下の防疫措置等について万全を期します。

- (1) 当該農場の飼養豚の殺処分及び焼埋却等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施します。
- (2) 感染経路等の究明のため、国の疫学調査チームを派遣します。
- (3) 本病の早期発見及び早期通報の徹底を図ります。
- (4) 関係府省と十分連携を図るとともに、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努めます。
- (5) 農場の消毒や野生動物の農場への侵入防止等の飼養衛生管理基準の遵守に関する指導を徹底します。

4. その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害するおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

本県における対応について

令和 3 年 1 2 月 1 3 日
畜 産 課

1 養豚農場への注意喚起等

今回の宮城県での発生事例を受けて、各家畜保健衛生所から全養豚場に対して、発生 の 周知 及び 注意喚起 を 行っ た。

今後も、国内発生（*）及び国からの通知の都度、家畜保健衛生所を通じて養豚農家へ情報提供及び注意喚起を実施する。

* これまでの発生状況（H30.9月～）

15 県 7 4 事例 約 2 6 万頭殺処分

（岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、山梨県、長野県、
沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県
及び滋賀県）

2 飼養豚への豚熱ワクチン接種

令和 2 年 8 月、群馬県北部の野生イノシシで豚熱感染が確認されたことを受けて、本県は、国から豚熱ワクチン接種推奨地域に指定され、令和 2 年 9 月から 10 月までに 78 農場約 11 万頭の豚熱ワクチンの初回接種を実施した。それ以降、繁殖豚への追加接種及び新たに生まれた子豚への接種を継続して行っている。

3 県内養豚農場の飼養衛生管理基準の遵守再徹底指導

他県では豚熱ワクチンを接種した農場においても豚熱の患畜が確認されていることから、県内養豚農場に対して、消毒の徹底、異常豚の早期発見・早期通報、野生動物の侵入防止対策等の徹底を継続して指導している。

4 豚熱発生に備えた体制の整備

庁内の対策本部における初動対応の再確認や地方対策本部ごとの防疫演習を実施するなど、万が一の発生に備えている。

5 野生イノシシの豚熱検査（別紙1）

野生イノシシにおける豚熱の感染状況を把握するため、捕獲及び死亡イノシシの豚熱検査を実施しており、平成 30 年 9 月以降、434 頭検査し 36 頭の陽性が確認されている（令和 3 年 1 2 月 8 日現在）。

6 野生イノシシに対する経口ワクチンの散布（別紙2）

野生イノシシにおける本病の感染拡大を防止するため、明日 1 2 月 1 4 日から、経口ワクチンの散布を実施する。

福島県における野生イノシシの豚熱陽性事例一覧

(令和3年12月8日現在)

No	発見日	発見又は 捕獲場所	検体 区分	死亡	捕獲	検査実施日
1例目	2020/9/8	会津若松市門田町	幼獣	○		2020/9/9
2例目	2020/9/16	会津若松市大戸町	成獣	○		2020/9/17
3例目	2020/9/16	会津若松市大戸町	成獣	○		2020/9/17
4例目	2020/9/16	会津若松市門田町	成獣	○		2020/9/17
5例目	2020/9/17	会津若松市湊町	成獣	○		2020/9/18
6例目	2020/11/24	下郷町大内	成獣		○	2020/11/27
7例目	2020/11/27	天栄村牧之内	幼獣		○	2020/11/30
8例目	2020/12/2	西郷村鶴生	成獣		○	2020/12/8
9例目	2020/12/7	須賀川市梅田	成獣	○		2020/12/8
10例目	2020/12/7	須賀川市梅田	成獣		○	2020/12/8
11例目	2020/12/17	天栄村大里	成獣	○		2020/12/22
12例目	2021/1/26	下郷町豊成	幼獣		○	2021/1/28
13例目	2021/1/22	会津美里町氷玉	成獣		○	2021/2/3
14例目	2021/2/2	西会津町宝坂	幼獣		○	2021/2/4
15例目	2021/2/20	西郷村小田倉	成獣	○		2021/3/2
16例目	2021/2/26	白河市大信増見	成獣	○		2021/3/2
17例目	2021/3/1	会津美里町赤留	成獣		○	2021/3/9
18例目	2021/3/26	猪苗代町川桁	成獣	○		2021/3/30
19例目	2021/5/2	福島市松川町水原	成獣	○		2021/5/6
20例目	2021/5/4	二本松市吉倉	成獣	○		2021/5/11
21例目	2021/5/10	喜多方市岩月町	成獣	○		2021/5/13
22例目	2021/5/16	鮫川村渡瀬	成獣	○		2021/5/18
23例目	2021/6/4	矢吹町東の内	成獣		○	2021/6/8
24例目	2021/6/10	桑折町大字松原	成獣	○		2021/6/15
25例目	2021/8/10	石川町谷沢	成獣	○		2021/8/11
26例目	2021/9/8	三島町大谷	成獣	○		2021/9/15
27例目	2021/9/14	矢祭町大ぬかり	幼獣	○		2021/9/15
28例目	2021/10/3	福島市飯野町青木	幼獣		○	2021/10/13
29例目	2021/10/7	鮫川村赤坂中野	成獣		○	2021/10/13
30例目	2021/10/20	福島市飯野町大久保	幼獣		○	2021/10/27
31例目	2021/10/28	塙町中塚	成獣		○	2021/11/4
32例目	2021/11/4	川俣町小神	幼獣	○		2021/11/10
33例目	2021/11/14	棚倉町仁公儀	成獣		○	2021/11/17
34例目	2021/11/25	古殿町田口	幼獣	○		2021/12/1
35例目	2021/11/29	棚倉町仁公儀	成獣		○	2021/12/1
36例目	2021/11/30	棚倉町仁公儀	成獣		○	2021/12/8
計				20	16	

野生イノシシへの豚熱経口ワクチン散布について

国内では平成30年9月以降、野生イノシシの間で豚熱の感染拡大が続き、飼養豚における豚熱感染の要因となっています。

県では、令和3年10月に「福島県野生イノシシ豚熱対策協議会」を設立し、飼養豚で豚熱が発生するリスクを低減させるため、令和3年12月14日より野生イノシシに対する豚熱経口ワクチンの散布を開始します。

1 令和3年度散布計画

(1) 散布地域

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、猪苗代町

(2) 散布地点

上記9市町村のイノシシが生息する山林等72地点 計2,880個

(3) 散布期間

令和3年12月14日から散布開始

2 経口ワクチンについて

(1) 経口ワクチンは、トウモロコシなどを材料としたビスケット状のエサの中にワクチンを封入したもので、野生イノシシが食べることにより、豚熱ウイルスに対する免疫を獲得して豚熱の感染を防止します。

(2) ワクチンは、委託業者が野生イノシシの生息する山林等の土中に埋めて散布します。その後、5日以降経過した後に回収し、野生イノシシの摂取率を調査します。

(3) 散布後15日以上経過した後、市町村や県猟友会の協力を得ながら、捕獲した野生イノシシの抗体検査及びPCR検査を実施して経口ワクチンの効果を検証します。

豚熱の感染拡大を防ぐため野生イノシシへの 経口ワクチン散布を開始します

豚熱は、豚やイノシシに感染する伝染病ですが、野生イノシシの間で豚熱が広がっています。

福島県では、野生イノシシから豚への感染拡大を防止するため経口ワクチンの散布を開始します。

1 経口ワクチン散布の概要

【散布地域】

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、猪苗代町

【散布地点】

イノシシが生息する山林等72地点計2,880個

【散布期間】

令和3年12月14日から

2 経口ワクチンについて

○国の食品安全委員会において安全と評価された成分でできており、イノシシや犬猫等他の動物が摂取しても問題はありません。

○経口ワクチンは他の野生動物が摂取しないよう土中に埋め、一定期間の後 回収します。

3 皆様へのお願い

○散布地点には、固形物等が散乱している場合があります。イノシシ等がワクチンを摂取したものであり、委託業者が回収します。ゴミなどではありませんので触れたりしないようお願いします。

○なお、散布地点には立て札により作業内容を掲示しております。



【問合せ先】福島県野生イノシシ豚熱対策協議会

(福島県畜産課内) TEL:024-521-7364

野生イノシシに係る捕獲重点エリアの設定等について

令和3年12月13日
福島県生活環境部
福島県農林水産部

1 捕獲重点エリアの設定について

(1) 設定の状況

令和2年9月8日に会津若松市で発見された死亡野生イノシシから豚熱の感染が確認されたことに伴い、本県で初めて捕獲重点エリアを設定(25市町村)。その後、天栄村、猪苗代町、福島市、桑折町、石川町等で野生イノシシから豚熱の感染が確認されたことから、現在、捕獲重点エリアを56市町村に拡大(エリア外は、富岡町、大熊町、双葉町)。

(2) 捕獲重点エリアとは

県内において野生イノシシ又は家畜(豚)に豚熱の感染が確認された場合や、隣県で発生した場合に、国が示した考え方にに基づき県が設定。

捕獲重点エリア内では、県が直接捕獲を実施している「指定管理捕獲」や市町村が実施している「有害捕獲」において、捕獲の強化や防疫措置等を行い、感染確認区域の拡大防止対策を実施。

(3) 捕獲重点エリア設定の考え方

国の考え方にに基づき、本県では感染確認地点から原則として40キロ圏内の区域をエリアに設定。

2 防疫体制について

イノシシの捕獲に係る防疫措置のため、消毒液、消石灰、防護服、マスク、カップ、手袋、長靴等を市町村へ配布するとともに、「防疫措置の手引き」を市町村や猟友会へ配布し、現場作業時や駐車場での消毒の徹底を依頼。

また、11月15日から狩猟期となるため、狩猟者登録の際に各狩猟者に対して「防疫措置の手引き」を配布し消毒の徹底を依頼。

3 今後の対応

捕獲重点エリア内における、野生イノシシの捕獲強化、防疫措置の徹底について、市町村や猟友会に再度依頼する。